監事監査事務局規程

令和4年5月20日制定令和4年6月1日施行

(趣 旨)

- 第1条 この規程は、日本大学事務職組織規程第50条に基づき、学校法人日本大学(以下「本学」という)に設置する監事監査事務局(以下「事務局」という)に関する必要事項を定める。
- 2 事務局は、日本大学本部内に置く。

(目 的)

第2条 事務局は、本学において監事が実施する監査(以下「監事監査」という)の充実を図ること を目的とする。

(事務局長)

- 第3条 事務局に,事務局長を置く。
- 2 事務局長は、事務統括責任者として、所管事務を統括する。

(事務局次長)

- 第4条 事務局に、事務局次長を置くことができる。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長の命を受けて、事務を統括する。
- 3 事務局次長は、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

(事務長)

- 第5条 事務局に、事務長を置くことができる。
- 2 事務長は、事務局長及び事務局次長の監督の下に、所管事務を管掌する。

(課及び課長)

- 第6条 事務局に、監事支援課(以下「課」という)を設け、課長を置く。
- 2 課長は、所属上長の命を受けて、所管事務を担当する。

(課長補佐)

- 第7条 課に、課長補佐を置くことができる。
- 2 課長補佐は、課長を補佐し、課長の命を受けて、所管事務を処理する。

(主 任)

- 第8条 課に、主任を置くことができる。
- 2 主任は、課長及び課長補佐の命を受けて、所管事務を処理する。

(事務分掌)

- 第9条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。
 - ① 監事監査の事務支援に関する事項
 - ② 監事と会計監査人及び内部監査人との連携に関する事項
 - ③ その他監事監査の支援に関する事項

(事務職組織規程の準用)

第10条 事務局長,事務局次長,事務長,課長,課長補佐及び主任の職務については,本規程に定めるもののほか,日本大学事務職組織規程を準用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 令和2年2月7日制定の監査室に関する内規は、令和4年5月31日をもって廃止する。